

組織再編計画
(後期計画)

村上市

はじめに

平成 20 年 4 月の市町村合併により本市が誕生した当初は約 1,000 人の職員数が在籍していましたが、その後の職員定員適正化計画及び組織再編計画の着実な実践により前期計画終期における職員数は約 800 名の職員体制となり、組織についても部制から課制へ、係から室へと移行することでスリム化が図られました。

将来的に安定した市民サービスの提供に努めるためには、更なる行政コストの削減が必要であり、今後も職員数の削減が必要となりますが、一方においては多様化する市民ニーズへの対応や複雑化する行政事務等への確実な対応が求められます。

そのため、この組織再編計画(後期計画)は、本市行政組織の更なるスリム化と並行して時勢の変化に柔軟に対応できる組織の再編を可能とするものとして策定するものです。

1 組織再編についての基本的な方向

① 定員管理

前期計画において明記した、合併市町村基本計画の「各年度の退職者の7割分を減じます」の総論部分を踏襲し、職員定員適正化計画終期における職員体制を堅持することを基本としながらも、変化する市民ニーズに対応できる定員管理に努めます。

② 市民サービスの維持と効率化

市民サービスの維持向上のためにはマンパワーは必要不可欠ですが、総職員数の削減を推進している現状においてそのマンパワーを確保するためには、各種事務の集約化を進め、事務の効率化を図る必要があります。

そのため、整備された電子通信網を活用した窓口事務の簡素化を推進するとともに、横断的な人的応援体制の確立により、職員間の業務量と提供する住民サービスの平準化を図ります。

③ 本庁・支所の体制

職員数の削減に伴い、スリムな行政組織が求められる一方、多様な市民ニーズに対応していかなければなりません。

特に、地域に根差した支所の即応性は市民生活の利便性に直結するものであり、また、東日本大震災以降高まる市民の防災意識に応えるための地域の拠点としての役割を果たすものであります。

これらのことから、本庁においては、支所における事務の集約化を可能な限り図り、迅速かつ効率的な事務処理体制の確立を目指した職員体制とします。また、支所においては、セクショナリズムを排除し、柔軟な住民対応が可能となる支所長を中心とした横断的な組織体制の確立を図ります。

2 具体的な改革方針

前期計画において実施した部制の廃止により、組織の簡素化が図られましたが、更なる職員総数の減少に対応した組織体制の確立を目指す必要があります。

このため、本庁・支所を問わず「課」の見直しと変動的な事務量等に対応すべく「室」制への移行を積極的に推進します。

なお、後期計画における重点的な改革方針は次のとおりです。

① 支所組織機能の見直し

前期計画においては、「利用しやすい窓口サービス部門」と、「地域に根差した自治振興部門」に重点を置き、行政内部事務などの集約できるものについては、本庁への更なる集約を進め、一方、地域の課題や地域自治活動などについては、最も身近な支所が中心となり、完結できるよう組織再編を行います。」としておりました。

後期計画においては、その趣旨は踏襲しますが、「協働のまちづくり」を更に推進させるためには支所全体が地域振興の中核であることから、支所総体として身近な行政としての機能を有し、かつ、地域活性化を推進できる組織体制へと移行します。

② 外郭団体等への職員関与の適正化

前期計画に引き続き、外郭団体等への職員関与の適正化については、団体の自立を促す面からも、事務局に対する行政の関与は極力なくすこととし、事務局の外部移管を進めます。

3 再編内容説明

《本庁関係》

- ・ 前期計画において再編した各課局を踏襲しますが、状況により時勢の変化や住民ニーズに応じた再編に柔軟に対応します。

《消防本部》

- ・ 本部機能については前期計画において再編したものを踏襲しますが、高速道路の延伸等、時勢の変化に応じた分署組織等について検討します。

《各支所》

前期計画において整備した室体制をさらに集約化し、段階的に課の廃止を行い、最終的に支所を一つの課として機能するよう移行を図ります。

具体的には、平成 25 年度において、現在2室体制となっている地域福祉課を1室体制とし、平成 26 年度においては現在の地域振興課・市民生活課・地域福祉課を統合し、各支所とも地域振興課と産業建設課の2課体制とします。

さらに、本計画の終期となる平成 29 年度においては地域振興課と産業建設課を統合し、支所総体として1課体制とします。

なお、教育事務所については、上記体制において兼務が可能となるよう整備調整を行い、早期に各事務所の廃止を検討します。

また、村上水道事務所については、人口密集地域における住民サービス上の問題点を解消したうえで本庁(水道局・下水道課)への統合を行います。

4 計画終期に向けて

合併のスケールメリットを活かした職員数の削減は、広大な面積を有する本市においてその限界があります。

特に豊かな自然に囲まれた本市においては、自然災害に対応する行政組織の体制整備が必須であります。また、本市は、少子高齢化が進行している地域を多く有していることから「協働のまちづくり」を主体とした地域振興策が重要であるとともに、今後ますます「新しい公共」の推進が必要不可欠となっており、自治振興に対する施策の更なる推進が必要です。

これらのことから、計画終期時における組織体制は本市が将来にわたり永続的に活力のあるまちであるために資する組織体制でなければならず、計画終期時における組織体制については、時勢の変化を見据えながら柔軟に対応していくよう、変更を生じさせる必要があります。